

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (5月26日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	5
承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	6
承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	8
議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	9
議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託	11
議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託	13
承認第1号～承認第3号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	14
議案第28号及び議案第29号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	18
閉会の宣告	21
署名議員	21

平成20年第4回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成20年5月26日
閉会 平成20年5月26日
会期 1日間

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
5月26日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・提案説明・質疑 承認第1号～承認第3号総務常任委員会付託 議案第27号委員会付託省略(即決) 議案第28号及び議案第29号経済建設常任委員会付託
			午前10時45分	承認第1号～承認第3号総務常任委員会
		委員会	午後1時	議案第28号及び議案第29号経済建設常任委員会
		本会議	午後3時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決(閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

平成20年第4回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成20年5月26日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成20年5月26日 午前10時00分)

閉 会 (平成20年5月26日 午後3時13分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	住 民 福 祉 課 長 宮 城 博 俊
副 村 長 宮 城 重 徳	シ ー ク ワ ー サ ー 振 興 室 長 山 城 均
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	建 設 環 境 課 長 新 里 政 雄
財 務 課 長 神 里 富 松	

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真 喜 志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明 質疑～付託
5	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明 質疑～付託
6	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明 質疑～付託
7	議案第27号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明 付託省略
8	議案第28号	村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について	提案説明 質疑～付託
9	議案第29号	村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約について	提案説明 質疑～付託
10	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	委員長報告 質疑～表決
11	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	委員長報告 質疑～表決
12	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	委員長報告 質疑～表決
13	議案第28号	村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
14	議案第29号	村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。ただいまから平成20年第4回大宜味村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 具志堅朝秀議員及び8番 平良英勝議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） おはようございます。

平成20年第4回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員ご参加のもと開会できますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

それでは、提案説明を行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成20年5月26日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

（宮城博俊住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城博俊） ただいま村長からありました、承認第1号の専決処分の承認を求めることについて概要を説明いたします。

昨年の通常国会で成立した戸籍法の一部を改正する法律において戸籍法が改正され、個人情報保護の観点から戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄・抄本等の交付請求をすることができる場合を制限することになりました。これに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において引用している戸籍法の規定が変更されるため、大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する必要があります。

これで改正の概要の説明を終わります。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっています承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、総務常任委員会に付託します。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 承認第2号 専決処分承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年5月26日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長(宮城功光) 財務課長。

(神里富松財務課長 登壇)

○ 財務課長(神里富松) ただいま村長からありました、承認第2号の大宜味村税条例の一部を改正する条例の概要を説明したいと思います。

平成20年4月30日、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則等の一部が改正され、公布されたことに伴い、大宜味村税条例の一部を改正しています。

主な内容ですが、村民税(法人)において、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人に最低税率を適用する。ただし、学術の研究を目的とする公益社団法人または公益財団法人が収益事業を行わない場合には非課税とし、税条例31条第2項の表を法人税と合うように改めているが、税率の改正はありません。

これについては、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の村民税(法人)についての適用となります。

村民税(個人)においてですが、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金を、所得控除から税額控除へ改正し、寄附金の5,000円を超える部分について一定の限度まで所得税と合わせて全額控除するもので、改正後の税条例第34条の7が加えられています。

これについては、平成20年1月1日以後に支出する寄附金についての適用となります。

住民税において、公的年金受給者で税額のある65歳以上の者を、公的年金等の支払い者が特別徴収によって徴収し市町村に納付することが、改正後の税条例第47条の2から第47条の6のとおり新設されています。

これについては、平成21年10月支給分からの実施となります。

○ 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、総務常任委員会に付託します。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年5月26日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

(宮城博俊住民福祉課長 登壇)

○ 住民福祉課長（宮城博俊） ただいま村長からありました、承認第3号の専決処分の承認を求めることについて概要を説明いたします。

平成20年4月30日、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたこと、また、後期高齢者医療制度創設に伴い、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるための改正であります。

国民健康保険税に後期高齢者医療制度の創設に伴い、

- 1 賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、その算定額基準等を定めること。
- 2 課税賦課限度額の変更。
- 3 特定世帯に係る減額措置を定めること。
- 4 平成18年度及び平成19年度の課税特例の削除と課税賦課限度額の変更等に伴い、税率等の変更が改正の主なものです。

この条例の適用は、平成20年4月1日からです。

これで改正の概要の説明を終わります。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています承認第3号 専決処分承認を求めることについては、総務常任委員会に付託します。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第7 議案第27号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第27号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）平成20年度大宜味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成20年5月26日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願いします。

- 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

- 副村長（宮城重徳） それでは、議案第27号の平成20年度大宜味村一般会計補正予算の内容を簡単にご説明したいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出の総額には変動はございません。

予算の組み替えに伴う内容の一部の変更のご説明をしたいと思います、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の中で、民生費の226万5,000円と、それから13款の諸支出金の267万2,000円の変更

がございます。それで、これらの2つにつきましては予備費で対応して、予備費を493万7,000円と減額しております。

その内容につきましては、お手元の議案の説明書で説明したいと思いますが、議案説明書の58ページをお開きいただきたいと思います。

58ページのほうに、民生費、社会福祉費、障害福祉費の償還金226万5,000円が上がっておりますが、今回は当初の国庫受入金1,451万4,140円を予定しておりましたが、せんだつての補助金確定によりまして1,224万9,579円となっております。それで、差額の226万4,561円を補助金の償還金として支出するという内容でございます。

それから、同じく議案説明書の60ページをお開きいただきたいと思います。

60ページのほうに、農林水産業費の農業費、シークワサー振興費の予算組み替えと内容の説明がございますけれども、これは3月議会で指摘のございましたものを財源組み替えとしてこちらのほうに載せてございます。

それで、金額として267万2,000円の内容でございますけれども、これは、大宜味村特産品の加工施設使用料の中山間ふるさと農村活性化基金への積み立てのためでございます。

それで、内容の委託料につきましては、191万8,000円ございますけれども、これはシークワサー等の一斉防除の委託料に106万8,000円、それからシークワサーの調査委託料に85万円、合計で191万8,000円を充てております。

それから、61ページをお開きいただきたいと思いますが、先ほどの諸支出金でございます。

267万2,000円を、先ほどの諸積み立てとして支出するというようなことで、以上の障害者自立支援の国庫償還金の226万5,000円と、シークワサーの振興費の財源組み替えに伴う諸支出金267万2,000円、合わせまして493万7,000円の財源につきましては、予備費の493万7,000円で対応していきたいということで、今回は財源組み替えというようなことでございます。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第27号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第27号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算については委員会の付託を省略することについては可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第27号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第8 議案第28号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） 議案第28号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について

本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金6,562万5,000円
- 4 契約の相手

住 所 大宜味村字塩屋351番地

商 号 有限会社 宮保建設

氏 名 代表取締役 宮城 貢

平成20年5月26日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

（新里政雄建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（新里政雄） 議案第28号の補足説明をします。

村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について

本工事は、沖縄北部振興対策特定開発事業の19年度事業で進めてきました、塩屋湾外海埋立地内の村道安根塩屋線の橋梁工事であります。平成20年度第3回大宜味村定例議会で繰り越し手続を終え、今回の契約となっております。

工事の概要

工 事 名 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）

工 事 場 所 大宜味村字根路銘安根地先

下部工形式 張り出し式橋脚

基礎工形式 場所打ちぐいφ1,200となっております。

橋梁の計画といたしまして、安根川の河口に架設する橋梁計画である。安根川は国道58号線より東側の流域で、国道58号線を横断している河川で、本設置場所は河口より約130メートル付近の海上に橋長99メートルの3径間の橋で、橋台A1、A2をそれぞれ起点側・終点側に設置し、中間（海上）に橋脚P1、P2を設置する計画とした。本工事は海上部のP1の橋脚の工事をする契約案件でございます。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第9 議案第29号 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第29号 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約について

本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金6,615万円
- 4 契約の相手

住 所 大宜味村字塩屋664番地

商 号 有限会社 山城建設

氏 名 代表取締役 山城 昇

平成20年5月26日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

（新里政雄建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（新里政雄） 議案第29号の補足説明をいたします。

村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約について

本工事は、沖縄北部振興特別対策事業の19年度事業で進めてきました、塩屋湾外海埋立地内の村道安根塩屋線の橋梁工事であります。平成20年度第3回大宜味村定例議会で繰り越し手続を終え、今回の契約案件となっております。

工事の概要

工 事 名 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）

工 事 場 所 大宜味村字根路銘安根地先

下部工形式 張り出し式橋脚

基礎工形式 場所打ちくいφ1,200となっております。

橋梁の計画でございますが、安根川の河口に架設する橋梁計画である。安根川は国道58号線より東側の流域で国道58号線を横断している河川で、本設置場所は河口より約130メートル付近の海上に橋長99メートルの3径間の橋で、橋台A1、A2をそれぞれ起点側・終点側に設置し、中間（海上）に橋脚P1、P2を設置する計画とした。本工事は海上部のP2の橋脚の工事をする契約案件であります。

なお、説明書の70ページに図面をつけておりますので、参照にしていきたいと思いますと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

委員会審査のため、休憩します。

（午前10時25分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎承認第1号～承認第3号の一括上程、委員長報告、 質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、

日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、日程第12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについての3件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

平成20年5月26日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総 務 常 任 委 員 会
委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	承認 全会一致
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	承認 全会一致
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	承認 賛成多数

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました承認第1号から承認第3号までの3件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、住民福祉課長及び財務課長の出席を求め、本日午前10時45分から審査いたしました。

まず、承認第1号 専決処分を求めることについては、戸籍法の一部を改正する法律が国会で可決され、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が平成20年5月1日に施行されることに伴い、議会を招集する時間的余裕がないため、4月30日に専決処分した大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について承認を求めるものです。

本件は、個人情報保護の観点から戸籍の公開制度を見直し、交付請求をすることができ

る場合を制限する戸籍法の一部改正が行われ、それに伴う大宜味村手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

なお、手数料の改定はございません。

本件について質疑、討論はなく、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第2号 専決処分を求めることについては、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、議会を招集する時間的余裕がないため、4月30日に専決処分した大宜味村税条例の一部を改正する条例について承認を求めるものです。

主な改正点は、1点目に、村民税（法人）において、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人に最低税率を適用する。ただし、学術の研究を目的とする公益社団法人または公益財団法人が収益事業を行わない場合には非課税とし、税条例第31条第2項の表を法人税と合うように改めているが、税率の改正はありません。

これについては、平成20年4月1日以降に開始する事業年度分の村民税（法人）について適用されます。

2点目に、村民税（個人）において、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金を所得控除から税額控除へ改正し、寄附金の5,000円を超える部分について一定の限度まで所得税と合わせて全額控除するもので、改正後の税条例第34条の7が加えられております。

これについては、平成20年1月1日以降に支出する寄附金について適用されます。

3点目に、住民税において、公的年金受給者で税額のある65歳以上の者を公的年金等の支払いが特別徴収によって徴収し、市町村に納付することが改正後の税条例第47条の2から第47条の6のとおり新設されております。

これについては、平成21年10月支給分からの実施となります。

本件についても質疑、討論はなく、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第3号 専決処分を求めることについては、地方税法の一部を改正する法律が平成19年4月30日に施行されたこと及び後期高齢者医療制度の創設に伴い、議会を招集する時間的余裕がないため、4月30日に専決処分した大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について承認を求めるものです。

主な改正点は、1点目に賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、その算定額基準等を定めること。2点目に課税賦課限度額の変更。3点目に特定世帯に係る減

額措置を定めること。4点目に、平成18年度及び平成19年度の課税特例の削除と課税賦課限度額の変更に伴い、税率等の変更が主な改正点です。

本件について質疑、討論はなく、賛成多数により承認すべきものと決定いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げ、報告を終わります。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認とするものです。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては委員長の報告のとおり承認されました。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認とするものです。本件は委員長の報告のとおり決定す

ることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては委員長の報告のとおり承認されました。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて討論を行います。

先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認とするものです。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては委員長の報告のとおり承認されました。

◎議案第28号及び議案第29号の一括上程、委員長報告、

質疑、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第13 議案第28号 村道安根塩屋線橋梁工事(1工区)の請負契約について、日程第14 議案第29号 村道安根塩屋線橋梁工事(2工区)の請負契約についての2件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長。

平成20年5月26日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

経済建設常任委員会

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第28号	村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について	原案可決 全会一致
議案第29号	村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約について	原案可決 全会一致

（宮城 武経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ **経済建設常任委員会委員長（宮城 武）** ただいま議題となりました議案第28号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について及び議案第29号 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び建設環境課長の出席を求め、本日午後1時から審査いたしました。

まず、議案第28号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について報告いたします。

本件は、沖縄北部特別振興対策特定開発事業の19年度事業で、平成20年3月議会で議決された繰越明許費による契約です。工事の概要は、安根川の河口に架設する橋梁計画であります。安根川は国道58号線より東側の流域で、本設置場所は河口より約130メートル付近の海上に橋長99メートルの3径間の橋で橋台A1、A2をそれぞれ起点側・終点側に設置し、中間（海上）に橋脚P1、P2を設置する計画であります。本工事は海上部のP1橋脚の工事をする契約です。

本件について質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約についても、先ほど報告いたしました（1工区）と同様で、P2の橋脚の工事をする契約でございます。

本件についても質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。
よろしくご審議のほどお願い申し上げて報告を終わります。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第28号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について討論を行います。

先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第28号 村道安根塩屋線橋梁工事（1工区）の請負契約については委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第29号 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約について討論を行います。

先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約について採決いた

します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第29号 村道安根塩屋線橋梁工事（2工区）の請負契約については委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○ 議長（宮城功光） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第4回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時13分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員